

地域づくりネットワーク長野県協議会諏訪支部 規約

(事業)

第1 地域づくりネットワーク長野県協議会諏訪支部（以下「支部」という）は、次の事業を行う。

- (1) 地域づくり団体相互の交流
- (2) 地域づくり団体に対する情報提供
- (3) 地域づくり活動のレベルアップのための研修・講習の実施
- (4) その他必要な事業

(構成)

第2 支部は、諏訪地域の地域づくり団体で構成する。

(役員)

第3 支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 監事 1名

(役員を選出)

- 第4 支部長は、支部構成員の中から総会において選任する。
- 2 副支部長は、支部の構成団体の中から支部長が選任する。
 - 3 監事は、支部の構成団体の中から支部長が選任する。

(役員の職務)

- 第5 支部長は、支部を総括する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理する。
 - 3 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

- 第6 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(財務)

- 第7 支部事業に要する費用は、本部からの交付金等により支弁する。
- 2 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

- 第8 支部の事務局は、諏訪地域振興局企画振興課に置く。
- 2 事務局長は、諏訪地域振興局企画振興課長とする。

附 則

この規約は、平成19年 5月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年 4月 1日から施行する。